

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会  
長野県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称等)

**第2条** 委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

**第3条** 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

**第5条** 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

**第6条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

**附 則**

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

この規程は、平成30年11月9日から施行する。

この規程は、令和2年12月18日から施行する。

この規程は、令和4年5月31日から施行する。

この規程は、令和5年2月8日から施行する。

この規程は、令和5年5月31日から施行する。

この規程は、令和6年7月26日から施行する。

別表（第2条関係）

| 委員会名                 | 付託事項  | 委任事項  |
|----------------------|---|---|
| 総務企画<br>専門委員会        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の立案に関する<br/>こと。</li> <li>2 競技会場地市町村及び競技施設<br/>の選定に関すること（デモンスト<br/>レーションスポーツ及びオープン<br/>競技を除く）。</li> <li>3 総合開・閉会式会場の選定に関<br/>すること。</li> <li>4 県及び競技会場地市町村の業務<br/>分担・経費負担方針に関するこ<br/>と。</li> <li>5 競技施設の整備計画に関するこ<br/>と。</li> <li>6 他の専門委員会に属さない重要<br/>な事項に関すること。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の推進に関する<br/>こと。</li> <li>2 文化プログラムに関する<br/>こと。</li> <li>3 他の専門委員会に属さない事項<br/>に関する<br/>こと。</li> </ol>   |
| 競技運営<br>専門委員会        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営等基本的事項に関する<br/>こと。</li> <li>2 競技運営に係る計画の立案に関<br/>すること。</li> <li>3 競技用具の整備計画に関するこ<br/>と。</li> <li>4 デモンストレーションスポーツ<br/>及びオープン競技の実施競技、競<br/>技会場地市町村及び競技施設の選<br/>定に関する<br/>こと。</li> <li>5 その他競技運営に係る重要な事<br/>項に関する<br/>こと。</li> </ol>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に係る計画の推進に関<br/>する<br/>こと。</li> <li>2 大会実施競技に関する<br/>こと。</li> <li>3 競技役員等の養成及び編成に関<br/>する<br/>こと。</li> <li>4 競技用具整備の推進に関する<br/>こと。</li> <li>5 競技記録に関する<br/>こと。</li> <li>6 リハーサル大会に関する<br/>こと。</li> <li>7 その他競技運営に関する<br/>こと。</li> </ol> |
| 広報・県民<br>運動専門委<br>員会 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報の基本的事項に関するこ<br/>と。</li> <li>2 県民運動の基本的事項に関する<br/>こと。</li> <li>3 その他広報及び県民運動に係る<br/>重要な事項に関する<br/>こと。</li> </ol>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報及び啓発の実施に関する<br/>こと。</li> <li>2 県民運動の推進に関する<br/>こと。</li> <li>3 愛称・スローガン、マスコット等<br/>に関<br/>すること。</li> <li>4 報道機関との調整に関する<br/>こと。</li> <li>5 記録映像及び記録写真に関する<br/>こと。</li> <li>6 その他広報及び県民運動に関<br/>する<br/>こと。</li> </ol>                      |

|                        |   |   |
|------------------------|---|---|
| <p>宿泊・衛生<br/>専門委員会</p> | <p>1 宿泊の基本的事項に関する<br/>こと。<br/>2 医事・衛生の基本的事項に<br/>関すること。<br/>3 その他宿泊及び医事・衛生に<br/>係る重要な事項に関する<br/>こと。</p>           | <p>1 宿泊業務に関する<br/>こと。<br/>2 標準献立及び食品調達に<br/>関すること。<br/>3 医療救護及び防疫に<br/>関すること。<br/>4 食品衛生及び環境衛生に<br/>関すること。<br/>5 その他宿泊及び医事・衛生<br/>に関する<br/>こと。</p>  |
| <p>輸送・交通<br/>専門委員会</p> | <p>1 輸送及び交通の基本的<br/>事項に関する<br/>こと。<br/>2 その他輸送及び交通に係<br/>る重要な<br/>事項に関する<br/>こと。</p>                              | <p>1 全国輸送に関する<br/>こと。<br/>2 開・閉会式等の輸送に<br/>関すること。<br/>3 競技会場の輸送に<br/>関すること。<br/>4 その他輸送及び交通に<br/>関すること。</p>   |
| <p>式典・会場<br/>専門委員会</p> | <p>1 式典及び開・閉会式等<br/>の会場の<br/>基本的事項<br/>に関する<br/>こと。<br/>2 その他式典に係る<br/>重要な<br/>事項に<br/>関すること。</p>                 | <p>1 開・閉会式等の企画<br/>及び運営に<br/>関する<br/>こと。<br/>2 式典音楽に<br/>関する<br/>こと。<br/>3 式典演技に<br/>関する<br/>こと。<br/>4 大会旗・炬火リレー<br/>に<br/>関する<br/>こと。<br/>5 開・閉会式等の<br/>会場の<br/>管理に<br/>関する<br/>こと。<br/>6 その他式典に<br/>関する<br/>こと。</p> |
| <p>警備・消防<br/>専門委員会</p> | <p>1 警備及び消防防災の<br/>基本的<br/>事項に<br/>関する<br/>こと。<br/>2 その他警備及び消防<br/>防災に<br/>係る<br/>重要な<br/>事項に<br/>関する<br/>こと。</p> | <p>1 警備及び消防防災に<br/>係る<br/>計画の<br/>推進に<br/>関する<br/>こと。<br/>2 その他警備及び消防<br/>防災に<br/>係る<br/>事項の<br/>推進に<br/>関する<br/>こと。</p>  |